

ID: 248

担当部署: 上下水道課

処分の概要	既設処理施設の維持管理の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町合併処理浄化槽施設条例 第22条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第153号		
<p>【根拠条文】 (既設処理施設の維持管理) 第22条 施設の設置区域内における既設処理施設の設置者(使用者を含む。)は、この条例の目的を達成するために維持管理を町長に申請することができる。</p> <p>2 前項の規定による申請をした者の加入分担金は、免除する。</p> <p>3 町長は、第12条の規定に基づき、第1項の規定による申請をした者から使用料を徴収し、維持管理を行うものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日